

記者発表資料  
 平成26年11月21日（金）  
 問い合わせ先  
 条例議案 総務部法制課 内2316  
 予算議案 財政部財政課 内2513

平成26年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出予定議案一覧  
 （平成26年11月26日 開会予定）

平成26年11月12日現在

議案番号	件 名	備 考
180	平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）	財 政 課
181	平成26年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	財 政 課
182	平成26年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	財 政 課
183	平成26年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
184	平成26年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
185	平成26年度さいたま市指扇土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
186	平成26年度さいたま市南平野土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
187	平成26年度さいたま市大門下野田特定土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
188	平成26年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）	財 政 課
189	さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	環 境 薬 事 課
190	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建 築 行 政 課
191	さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例の制定について	教 職 員 課
192	さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の制定について	高 齢 福 祉 課
193	さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について	高 齢 福 祉 課
194	さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	障 害 福 祉 課
195	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子 育 て 支 援 課
196	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険課
197	さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	介 護 保 険 課
198	さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の制定について	介 護 保 険 課

199	さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	男女共同参画課
200	さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	自転車まちづくり推進課
201	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	消防総務課
202	権利の放棄について	東部地域・鉄道戦略室
203	指定管理者の指定について(さいたま市浦和ふれあい館)	福祉総務課
204	指定管理者の指定について(さいたま市大宮ふれあい福祉センター)	福祉総務課
205	指定管理者の指定について(グリーンヒルうらわ)	高齢福祉課
206	指定管理者の指定について(さいたま市老人福祉センター和楽荘等)	高齢福祉課
207	指定管理者の指定について(さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンター)	高齢福祉課
208	指定管理者の指定について(さいたま市健康福祉センター西楽園)	高齢福祉課
209	指定管理者の指定について(さいたま市年輪荘)	高齢福祉課
210	指定管理者の指定について(さいたま市大砂土デイサービスセンター)	高齢福祉課
211	指定管理者の指定について(さいたま市上峰デイサービスセンター)	高齢福祉課
212	指定管理者の指定について(さいたま市与野本町デイサービスセンター)	高齢福祉課
213	指定管理者の指定について(障害者福祉施設みのり園)	障害福祉課
214	指定管理者の指定について(さいたま市大崎むつみの里)	障害福祉課
215	指定管理者の指定について(さいたま市障害者福祉施設春光園)	障害福祉課
216	指定管理者の指定について(さいたま市槻の木(槻の木及び第2やまぶき))	障害福祉課
217	指定管理者の指定について(さいたま市槻の木(第1やまぶき))	障害福祉課
218	指定管理者の指定について(さいたま市みずき園)	障害福祉課
219	指定管理者の指定について(さくら草学園等)	障害福祉課
220	指定管理者の指定について(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター)	障害福祉課
221	指定管理者の指定について(さいたま市母子生活支援施設)	子育て支援課
222	指定管理者の指定について(さいたま市盆栽四季の家等)	文化振興課
223	指定管理者の指定について(さいたま市文化センター)	文化振興課
224	指定管理者の指定について(さいたま市民会館うらわ)	文化振興課

225	指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）	文化振興課
226	指定管理者の指定について（さいたま市民会館いわつき）	文化振興課
227	指定管理者の指定について（氷川住宅及びシビック住宅天沼）	住宅課
228	町の区域を新たに画し及び変更することについて	区政推進室
229	当せん金付証票の発売について	財政課
230	市道路線の認定について	土木総務課
231	市道路線の廃止について	土木総務課
232	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
233	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
234	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課
235	人権擁護委員候補者の推薦について	総務課

# 平成26年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計56件（予算議案9件・条例議案13件・一般議案28件・道路議案2件・人事議案4件）

## 《予算議案》

- 議案第180号 平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）  
議案第181号 平成26年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第182号 平成26年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第183号 平成26年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第184号 平成26年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第185号 平成26年度さいたま市指扇土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第186号 平成26年度さいたま市南平野土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第187号 平成26年度さいたま市大門下野田特定土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第188号 平成26年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

## 《条例議案》

- 議案第189号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（所管課所・保健福祉局保健所環境薬事課）

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、再生医療等製品の販売業の許可等の事務が移譲されるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

### 1 事務の移譲に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	35,700円
再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	14,100円

### 2 手数料の変更

事務の種類	現行	改正後
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	29,000円	35,700円

（施行期日） 平成27年1月1日

- 議案第190号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（所管課所・建設局建築部建築行政課）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、容積率制限の緩和に係る許可事務を行うとともに、建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に係る台帳の記載事項を証するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

### 1 容積率の特例の許可に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額	
マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定による容	1件につき	160,000円

積率の特例の許可の申請に対する審査
-------------------

2 書面交付に伴う手数料の新設

事務の種類	手数料の額
建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に係る台帳の記載事項を証する書面の交付	1 通につき 400 円

(施行期日) 1については平成26年12月24日、2については平成27年4月1日

**議案第191号 さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例の制定について**

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課)

さいたま市立小学校の児童に対する教員の指導の事実等について第三者による客観的かつ公正な調査を行うため、附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- 平成23年に自殺したさいたま市立小学校の児童に対する教員の指導の事実等について客観的かつ公正な調査を行うため、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会」を設置するもの。

2 所掌事務

- (1) 児童に対する教員の指導の事実に関する調査
- (2) 児童の自殺した原因に関する調査

3 組織

- (1) 委員の定数を8人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとするもの。

4 会長

- 委員会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。
- (3) 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができることとするもの。

6 守秘義務

- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

7 庶務

- 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第192号 さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 基本方針

- ・ センターに対し、省令で定める義務と同様の義務を課すほか、独自基準として、各被保険者を介護する者の心身の状況の改善に係る努力義務を課すもの。

2 専門職員の配置基準

(1) 区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合 次のとおり省令で定める基準(従うべき基準)と同様の基準を定めるもの。

ア 保健師その他これに準じる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準じる者 1人

ウ 主任介護支援専門員その他これに準じる者 1人

(2) 区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合 おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、(1)に定める職員に、(1)アからウまでに掲げる者のうちいずれか1人を加えるもの。

(3) (2)の場合において、センターは、(1)アからウまでに掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

**議案第193号 さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

供用を休止している老人憩いの家高戸荘を廃止し、その跡地に、民間活力の活用により老人憩いの家の機能を有する複合施設を整備するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 老人憩いの家高戸荘の廃止
- ・ 老人憩いの家高戸荘に係る規定を削るもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第194号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

児童福祉法の一部改正に伴い、さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を始めとする10条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- (1) 児童福祉法「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める等引用条項の整備を行うもの。
- (2) 「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年1月1日

**議案第195号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課)

基準省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第196号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

産科医療補償制度の掛金相当額である加算額を引き下げることに伴い、出産育児一時金の総額を維持するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 出産育児一時金の支給額の改定
- ・ 被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額（掛金相当額を加算する前の額）を、39万円から40万4,000円に改正するもの。

(施行期日) 平成27年1月1日

### 議案第197号 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件
  - ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める基準と同様に法人であることとするもの。
- 2 指定居宅介護支援に関する基準
  - (1) 人員に関する基準
    - ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。
  - (2) 運営に関する基準
    - ア 指定居宅介護支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 居宅介護サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

#### 3 基準該当居宅介護支援に関する基準

- (1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 基準該当居宅介護支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 特例居宅介護サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

- イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

**議案第198号 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 指定介護予防支援事業者の指定に関する要件

- ・ 申請者が有すべき要件について、省令で定める基準と同様に法人であることとするもの。

2 指定介護予防支援に関する基準

(1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 指定介護予防支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

記録の種類	省令	条例
(7) 介護予防サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(4) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

- イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・ 介護予防のための効果的な支援の方法について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 基準該当介護予防支援に関する基準

(1) 人員に関する基準

- ・ 人員について、省令で定める基準と同様の従業者の員数及び管理者に関する基準を定めるもの。

(2) 運営に関する基準

- ア 基準該当介護予防支援事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。



記録の種類	省令	条例
(7) 特例介護予防サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録	なし	5年間
(i) (7)以外のサービスの提供に関する記録	2年間	5年間

イ ア以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・ 介護予防のための効果的な支援の方法について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

**議案第199号 さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課)

基準省令である婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第200号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

さいたま市営高砂第2自転車駐車場の移転先施設の建設完了に伴い、浦和駅周辺の自転車駐車場を再編するとともに、さいたま市営自転車等駐車場を利用する者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 浦和駅周辺の自転車駐車場の再編

- (1) さいたま市営高砂第1自転車駐車場の屋外駐車場を廃止することに伴い、駐車場の位置及び利用料金を改めるもの。
- (2) さいたま市営高砂第2自転車駐車場が移転することに伴い、駐車場の位置、利用時間、利用車種及び利用料金等を改めるもの。

2 利用者の利便性の向上

- (1) さいたま市営高砂第1自転車駐車場への小型自動二輪車の駐車を可能とするもの。
- (2) さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場地下1階への自転車の駐車を可能とするため、当該階層の利用料金を設定するもの。

(施行期日) 1については平成27年3月20日、2については同年1月1日

**議案第201号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う

もの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例中で引用している児童扶養手当法の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

#### 議案第202号 権利の放棄について

(所管課所・政策局東部地域・鉄道戦略室)

埼玉高速鉄道株式会社の経営再構築を図ることに伴い、契約の相手方が同社に貸し付けた資金について、損失補償契約に係る回収金を受け取る権利を放棄するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 放棄する権利の内容 損失補償契約に基づき、損失補償の額を限度として契約の相手方が同社から回収に努めるものとされた回収金を受け取る権利
- 2 契約の相手方 株式会社埼玉りそな銀行他16行

#### 議案第203号 指定管理者の指定について(さいたま市浦和ふれあい館)

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市浦和ふれあい館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内浦和区常盤9丁目30番22号
  - (2) 名称 さいたま市浦和ふれあい館
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
  - (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
  - (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 議案第204号 指定管理者の指定について(さいたま市大宮ふれあい福祉センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

さいたま市大宮ふれあい福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
  - (2) 名称 さいたま市大宮ふれあい福祉センター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
  - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
  - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（グリーンヒルうらわ）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

グリーンヒルうらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区馬場1丁目7番地1	きんもくせい
	ぎんもくせい
	グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター
	グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター和楽荘等）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター和楽荘等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字三室2458番地	和楽荘
市内桜区大字下大久保727番地1	寿楽荘
市内大宮区東町2丁目105番地	あずま荘
市内見沼区大字膝子1151番地1	東楽園
市内北区日進町1丁目800番地105	しもか荘
市内中央区下落合5丁目11番12号	いこい荘
市内西区大字西遊馬533番地1	馬宮荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区大字笹久保1393番地	槻寿苑
	さいたま市槻寿苑デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市健康福祉センター西楽園）**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市健康福祉センター西楽園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区大字宝来60番地1
- (2) 名称 さいたま市健康福祉センター西楽園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都台東区台東一丁目27番1号
- (2) 名称 シンコーススポーツ株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 石崎 克己

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第209号 指定管理者の指定について（さいたま市年輪荘）**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市年輪荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字中尾1404番地	養護老人ホーム
	老人デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内緑区原山3丁目15番31号
- (2) 名称 社会福祉法人埼玉県共済会
- (3) 代表者 理事長 堀江 敏雄

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第 2 1 0 号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土デイサービスセンター）**

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市大砂土デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内北区今羽町 6 3 7 番地 1
  - (2) 名 称 さいたま市大砂土デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内見沼区大字片柳 1 2 9 8 番地
  - (2) 名 称 社会福祉法人欣彰会
  - (3) 代表者 理事長 漆原 彰
- 3 指定する期間  
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

**議案第 2 1 1 号 指定管理者の指定について（さいたま市上峰デイサービスセンター）**

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市上峰デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内中央区上峰 3 丁目 1 0 番 6 号
  - (2) 名 称 さいたま市上峰デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内中央区新中里 2 丁目 8 番 6 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人明日栄会
  - (3) 代表者 理事長 金子 光子
- 3 指定する期間  
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

**議案第 2 1 2 号 指定管理者の指定について（さいたま市与野本町デイサービスセンター）**

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市与野本町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内中央区本町東 4 丁目 7 番 2 0 号
  - (2) 名 称 さいたま市与野本町デイサービスセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 3 8 番地
  - (2) 名 称 社会福祉法人毛呂病院
  - (3) 代表者 理事長 丸木 清之

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第213号 指定管理者の指定について（障害者福祉施設みのり園）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

障害者福祉施設みのり園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区三橋6丁目1587番地
- (2) 名称 障害者福祉施設みのり園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市大崎むつみの里）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市大崎むつみの里の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎37番地1
- (2) 名称 さいたま市大崎むつみの里

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第215号 指定管理者の指定について（さいたま市障害者福祉施設春光園）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市障害者福祉施設春光園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区宮ヶ谷塔1丁目280番地	けやき
市内西区大字佐知川299番地16	うえみず

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第216号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき））**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市槻の木（槻の木及び第2やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区大字黒谷1135番地2	槻の木
市内岩槻区大字黒谷1282番地1	第2やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第217号 指定管理者の指定について（さいたま市槻の木（第1やまぶき））**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市槻の木（第1やまぶき）の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内岩槻区古ヶ場2丁目1番地11

(2) 名称 第1やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第218号 指定管理者の指定について（さいたま市みずき園）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市みずき園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内中央区大戸2丁目7番21号

(2) 名称 さいたま市みずき園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第219号 指定管理者の指定について（さくら草学園等）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さくら草学園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区領家1丁目5番16号	さくら草学園
市内中央区大戸2丁目7番17号	さいたま市杉の子園
市内見沼区春野2丁目3番5号	さいたま市はるの園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第220号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター）**

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区本郷町17番地7
- (2) 名称 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第221号 指定管理者の指定について（さいたま市母子生活支援施設）**

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課）

さいたま市母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設



- (1) 所在地 市内浦和区
- (2) 名称 けやき荘
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
  - (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
  - (3) 代表者 理事長 渡邊 陽介
- 3 指定する期間
 

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第222号 指定管理者の指定について（さいたま市盆栽四季の家等）**

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市盆栽四季の家等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内北区盆栽町267番地1	さいたま市盆栽四季の家
市内浦和区常盤9丁目30番5号	恭慶館
市内大宮区高鼻町2丁目262番地1	氷川の杜文化館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第223号 指定管理者の指定について（さいたま市文化センター）**

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 さいたま市文化センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第224号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）**

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内浦和区仲町2丁目10番22号
  - (2) 名称 さいたま市民会館うらわ
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
  - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
  - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 議案第225号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館おおみや）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館おおみやの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内大宮区下町3丁目47番地8
  - (2) 名称 さいたま市民会館おおみや
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
  - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
  - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 議案第226号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館いわつき）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課）

さいたま市民会館いわつきの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
  - (1) 所在地 市内岩槻区太田3丁目1番1号
  - (2) 名称 さいたま市民会館いわつき
- 2 指定管理者に指定する団体
  - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
  - (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
  - (3) 代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 議案第227号 指定管理者の指定について（氷川住宅及びシビック住宅天沼）

（所管課所・建設局建築部住宅課）

氷川住宅及びシビック住宅天沼の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内大宮区下町3丁目8番地8	氷川住宅
市内大宮区天沼町2丁目913番地4	シビック住宅天沼

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区仲町3丁目12番10号
- (2) 名称 埼玉県住宅供給公社
- (3) 代表者 理事長 前田 一彦

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第228号 町の区域を新たに画し及び変更することについて**

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

土地区画整理事業の工事の完了に伴い、緑区大字大間木及び緑区大字三室の各一部の区域に新たに「大間木1丁目、2丁目及び3丁目」を付すとともに、整備された道路境界に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

**議案第229号 当せん金付証票の発売について**

(所管課所・財政局財政部財政課)

平成27年度における当せん金付証票(宝くじ)を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

**議案第230号 市道路線の認定について**

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 3路線  
開発 7路線 計10路線

**議案第231号 市道路線の廃止について**

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 1路線  
開発 2路線 計3路線

《人事議案》

**議案第232号～議案第235号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

# 平成26年さいたま市議会 12月（11月繰上げ）定例会

## 補正予算議案の概要

- ・議案第 180号 平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第 181号 平成26年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第 182号 平成26年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第 183号 平成26年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 184号 平成26年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 185号 平成26年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 186号 平成26年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 187号 平成26年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 188号 平成26年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

# 1 補正予算の特徴

## 1 福祉・教育の充実

- (1) 国の補助基準の変更に伴い、幼稚園児の保護者に対する補助金を増額します。
- ① 幼稚園就園奨励事業(698,672千円)(P10)
- (2) 曲本保育園及び下木崎保育園の安全を確保し、継続的に運営するため、施設整備等に着手します。
- ① 保育所管理運営事業(179,795千円)【債務負担行為】(限度額253,772千円)(P10)
- (3) 浦和高等学校及び大宮北高等学校の定員の増に伴う普通教室等への改修修繕等を行います。
- ① 高等学校管理運営事業(高校教育課)(1,666千円)(P18)
  - ② 施設等維持管理事業(高校教育課)(29,252千円)(P19)
- (4) 理科教育の充実を図るため、市立高等学校4校において理科備品を購入します。
- ① 各教科教材整備事業(8,545千円)(P19)
- (5) 館岩少年自然の家の耐震補強工事及び改修工事を行います。
- ① 少年自然の家管理運営事業(6,165千円)(P20)

## 2 地域経済・産業の活性化

- (1) 本市のスポーツ振興や地域経済の活性化等を図る2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムの開催に向けて準備に着手します。
- ① 国際自転車競技大会開催事業(5,000千円)【債務負担行為】(限度額325,000千円)(P15)
- (2) 埼玉県緊急雇用創出基金を活用して、無業状態にある若年者の職業的自立を支援します。
- ① 雇用対策推進事業(980千円)【債務負担行為】(限度額11,987千円)(P14)
- (3) 農地法一部改正に伴い、農地台帳システムの改修・整備を行います。
- ① 農業委員会運営事業(5,400千円)(P15)
- (4) 道路、排水路及び管きよ事業について、年度末から年度始めにかけて切れ目のない発注を行います。
- ① 道路修繕工事【債務負担行為】(限度額277,000千円)(P23)
  - ② 排水路補修工事【債務負担行為】(限度額44,000千円)(P24)
  - ③ 下水道施設緊急修繕【債務負担行為】(限度額111,000千円)(P26)

## 2 補正予算の概要

### (1) 総括表

(単位：千円)

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		471,024,099	990,148	472,014,247
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	117,973,345	13,884	117,987,229
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	19,535,000		19,535,000
	介 護 保 険 事 業	73,333,528	110,158	73,443,686
	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	67,773		67,773
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	352,000	1,500	353,500
	用 地 先 行 取 得 事 業	934,000		934,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	2,039,000	1,500	2,040,500
	深 作 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業	17,000		17,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	2,029,000		2,029,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,012,000		2,012,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	748,000		748,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	628,000	2,500	630,500
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	542,000		542,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	23,000	500	23,500
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	41,000	2,500	43,500
	公 債 管 理	97,146,000		97,146,000
	計	317,420,646	132,542	317,553,188
企 業 会 計	水 道 事 業	46,963,085		46,963,085
	病 院 事 業	19,029,453		19,029,453
	下 水 道 事 業	51,298,633		51,298,633
	計	117,291,171	0	117,291,171
合 計		905,735,916	1,122,690	906,858,606

## (2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	221,513,304		221,513,304
2 地 方 譲 与 税	2,955,701		2,955,701
3 利 子 割 交 付 金	417,000		417,000
4 配 当 割 交 付 金	656,000		656,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	129,000		129,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	14,282,000		14,282,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	73,000		73,000
8 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1		1
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	683,001		683,001
10 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,889,001		5,889,001
11 地 方 特 例 交 付 金	915,000		915,000
12 地 方 交 付 税	6,007,000		6,007,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	424,000		424,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	4,527,057		4,527,057
15 使 用 料 及 び 手 数 料	6,385,331		6,385,331
16 国 庫 支 出 金	82,118,109	262,850	82,380,959
17 県 支 出 金	16,675,369	6,408	16,681,777
18 財 産 収 入	1,095,765		1,095,765
19 寄 附 金	219,761		219,761
20 繰 入 金	11,196,855		11,196,855
21 繰 越 金	2,572,594	833,790	3,406,384
22 諸 収 入	31,039,350		31,039,350
23 市 債	61,249,900	△ 112,900	61,137,000
歳 入 合 計	471,024,099	990,148	472,014,247

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,682,857		1,682,857
2 総 務 費	44,653,662	△ 230,436	44,423,226
3 民 生 費	170,510,872	1,038,108	171,548,980
4 衛 生 費	52,763,370	101,905	52,865,275
5 労 働 費	610,783	980	611,763
6 農 林 水 産 業 費	1,622,700	6,900	1,629,600
7 商 工 費	16,316,510	5,000	16,321,510
8 土 木 費	83,637,980	7,000	83,644,980
9 消 防 費	16,866,460	5,221	16,871,681
10 教 育 費	33,995,477	55,470	34,050,947
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	48,163,423		48,163,423
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	471,024,099	990,148	472,014,247



### (3) 各事業の概要

#### 一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	総務局	職員課	職員福利厚生事業	7
2	政策局	情報システム課	情報化推進事業	
3	財政局	収納調査課	市税還付金及び還付加算金	8
4	総務局	防災課	防災対策事業	
5	保健福祉局	障害福祉課	障害者施設整備事業	9
6	保健福祉局	高齢福祉課	老人福祉センター等管理運営事業	
7	子ども未来局	幼児政策課	幼稚園就園奨励事業	10
8	子ども未来局	保育課	保育所管理運営事業	
9	保健福祉局	高齢福祉課	介護保険事業特別会計繰出金（高齢福祉課）	11
10	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計繰出金（介護保険課）	
11	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計繰出金	12
12	保健福祉局	国民健康保険課外6課	国民健康保険事業特別会計繰出金外6事業	
13	保健福祉局	大宮聖苑管理事務所	大宮聖苑管理運営事業	13
14	保健福祉局	高等看護学院	高等看護学院管理運営事業	
15	環境局	新クリーンセンター建設準備室	新クリーンセンター整備事業	14
16	経済局	労働政策課	雇用対策推進事業	
17	農業委員会事務局	農業振興課	農業委員会運営事業	15
18	市民・スポーツ文化局	スポーツイベント室	国際自転車競技大会開催事業	
19	消防局	消防施設課	消防施設等維持管理事業	16
20	消防局	消防施設課	消防施設等整備事業	
21	教育委員会事務局	指導1課	国際理解教育推進事業	17
22	教育委員会事務局	学事課	教育扶助事業〔小〕	
23	教育委員会事務局	学事課	教育扶助事業〔中〕	18
24	教育委員会事務局	高校教育課	高等学校管理運営事業（高校教育課）	
25	教育委員会事務局	高校教育課	施設等維持管理事業（高校教育課）	19
26	教育委員会事務局	高校教育課	各教科教材整備事業	
27	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	少年自然の家管理運営事業	20

#### 一般会計(継続費)

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
-	総務局	防災課	防災行政無線（移動系）デジタル化再構築整備事業	8
-	保健福祉局	高齢福祉課	老人憩いの家高戸荘解体事業	9
-	保健福祉局	高等看護学院	高等看護学院設計事業	13
-	教育委員会事務局	館岩少年自然の家	自然の家本館・体育館外耐震補強及び改修事業	20

### 一般会計(繰越明許費)

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
-	政策局	情報システム課	情報化推進事業	20
-	市民・スポーツ文化局	区政推進室	支所等管理運営事業	
-	経済局	観光政策課	観光推進対策事業	
-	消防局	消防施設課	消防施設等維持管理事業	16
-	消防局	消防施設課	消防施設等整備事業	

### 一般会計(債務負担行為)

No.	局名	課所室名	事項名	ページ
28	市民・スポーツ文化局	文化振興課	文化会館（文化センター外1施設）管理業務	21
28	市民・スポーツ文化局	文化振興課	文化会館（市民会館うらわ外1施設）管理業務	
28	市民・スポーツ文化局	文化振興課	伝統文化施設（恭慶館外2施設）管理業務	
29	保健福祉局	福祉総務課	浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センター管理業務	22
30	保健福祉局	障害福祉課	大崎むつみの里外11施設管理業務	
31	保健福祉局	高齢福祉課	年輪荘外13施設管理業務	
32	子ども未来局	子育て支援課	けやき荘管理業務	23
-	子ども未来局	保育課	下木崎保育園移転整備事業	10
-	経済局	労働政策課	若年者職業的自立支援事業	14
-	市民・スポーツ文化局	スポーツイベント室	2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	15
33	建設局	道路環境課	道路修繕工事	23
34	建設局	下水道維持管理課	排水路補修工事	24
35	建設局	住宅課	氷川住宅及びシビック住宅天沼管理業務	

### 特別会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
36	総務局	職員課	国民健康保険事業特別会計外6会計	25
37	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	
38	保健福祉局	高齢福祉課外1課	介護保険事業特別会計	26

### 企業会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
39	建設局	下水道維持管理課	下水道事業会計	26

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 職員福利厚生事業		補正額	9,396
局/部/課	総務局/人事部/職員課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/5目 人事管理費	- 一般財源	9,396
予算書P. 21 <事業の目的・内容> 職員の元気回復を図り、公務能率の増進に資することを目的として適切な福利厚生事業を実施します。 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、標準報酬制に対応するシステム改修を実施するため、補正を行うものです。		補正前予算額	1,507
<主な事業> 1 被用者年金制度の一元化に伴うシステム改修 9,396 標準報酬制への移行に伴う保険料の算定及び異動報告データの作成等に対応するため、人事・給与システムの改修を実施する。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年3月 システム改修完了 ・平成27年4月 埼玉県市町村職員共済組合の受入テスト実施 ・平成27年10月 一部改正法の施行	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 情報化推進事業		補正額	7,480
局/部/課	政策局/政策企画部/情報システム課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/2項 企画費/1目 企画総務費	16款 国庫支出金	7,480
予算書P. 21 <事業の目的・内容> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において他自治体と情報連携を行うため、国が整備する中間サーバー・プラットフォームに接続します。 接続に当たり負担金が平成27年1月より発生するため、補正を行うものです。		補正前予算額	3,846,642
<主な事業> 1 中間サーバー・プラットフォーム整備運用に係る負担金 7,480 中間サーバー・プラットフォームの整備運用に係る負担金を支出する。		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度～ 中間サーバー整備 ・平成27年4月～ 税・住民記録システム等改修 ・平成27年10月～ 個人番号付番 ・平成28年1月～ 個人番号カード交付	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 市税還付金及び還付加算金		補正額	100,000
局/部/課	財政局/債権整理推進部/収納調査課	〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/3項 徴税費/2目 賦課徴収費	予算書P. 21	- 一般財源 100,000
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>市税等の収納管理を適正に行うため、過誤納金、課税の更正・取消等により生じる還付金及び還付加算金を還付及び充当します。</p> <p>市税の過誤納等により生じる還付金が当初見込みを上回ったため、補正を行うものです。</p>			補正前予算額 800,000
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 市税等の還付金及び還付加算金 100,000</p> <p>減額更正による多額の還付金が発生したため、還付加算金を含めて還付する。</p>		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <p>・引き続き、適正に市税等を還付</p>	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 防災対策事業		補正額	△ 347,312																																																																	
局/部/課	総務局/危機管理部/防災課	〔財源内訳〕																																																																		
款/項/目	2款 総務費/9項 危機管理費/1目 防災総務費	予算書P. 21	23款 市債 △ 347,300																																																																	
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>さいたま市被害想定調査の結果による避難者数を基に、計画的な分散備蓄に努めるとともに、仮設トイレ及び災害用マンホール型トイレを配置し、更に、防災行政無線の電波の統合やデジタル化による機能の拡充を行い、災害に強い無線システムを構築します。</p> <p>防災行政無線整備事業において、当初設計時から電波利用計画が変更となったことから一部不感地帯の解消に伴い工期を延長するため、補正を行うものです。</p>			- 一般財源 △ 12																																																																	
			補正前予算額 1,149,676																																																																	
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 防災行政無線整備事業 △ 347,312</p> <p>移動系防災行政無線で使用予定の周波数について、国からの当初予定していた割り当てが変更となったことにより、近隣自治体との混信対策が新たに必要となったため、工事の仕様を見直し、継続費を変更して工期を延長する。</p>		<p>&lt;継続費の変更&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防災行政無線 (移動系) デジタル化 再構築整備事業</td> <td rowspan="2">H25</td> <td>補正前</td> <td>495,230</td> <td>0</td> <td>495,200</td> <td>0</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>495,230</td> <td>0</td> <td>495,200</td> <td>0</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H26</td> <td>補正前</td> <td>743,581</td> <td>0</td> <td>743,500</td> <td>0</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>396,269</td> <td>0</td> <td>396,200</td> <td>0</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H27</td> <td>補正前</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>347,312</td> <td>0</td> <td>347,300</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>補正前</td> <td>1,238,811</td> <td>0</td> <td>1,238,700</td> <td>0</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>1,238,811</td> <td>0</td> <td>1,238,700</td> <td>0</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	防災行政無線 (移動系) デジタル化 再構築整備事業	H25	補正前	495,230	0	495,200	0	30	補正後	495,230	0	495,200	0	30	H26	補正前	743,581	0	743,500	0	81	補正後	396,269	0	396,200	0	69	H27	補正前	-	-	-	-	-	補正後	347,312	0	347,300	0	12	計	補正前	1,238,811	0	1,238,700	0	111		補正後	1,238,811	0	1,238,700	0	111	
事業名	年度	年割額				財源内訳																																																														
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																														
防災行政無線 (移動系) デジタル化 再構築整備事業	H25	補正前	495,230	0	495,200	0	30																																																													
		補正後	495,230	0	495,200	0	30																																																													
	H26	補正前	743,581	0	743,500	0	81																																																													
		補正後	396,269	0	396,200	0	69																																																													
	H27	補正前	-	-	-	-	-																																																													
		補正後	347,312	0	347,300	0	12																																																													
計	補正前	1,238,811	0	1,238,700	0	111																																																														
	補正後	1,238,811	0	1,238,700	0	111																																																														
<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度 工事</li> <li>平成27年度末 工事完了</li> </ul>																																																																				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 障害者施設整備事業		補正額	36,680
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/3目 障害者福祉施設費 予算書P. 21	16款 国庫支出金	18,207
<事業の目的・内容> 障害者福祉施設の整備及び維持管理を通じて、安定的な障害福祉サービスの提供を図ります。 国庫補助金の基準単価の改定に伴い、障害福祉施設の新設を予定する事業者に対して補助金を追加交付するため、補正を行うものです。		23款 市債	14,600
		- 一般財源	3,873
		補正前予算額	30,354
<主な事業> 1 障害者施設整備事業 32,570 [参考] 特別支援学校の生徒が卒業後に利用することが見込まれる通所施設の新設を予定する事業者に対して、補助金を追加交付する。 事業スケジュール ・平成27年1月 交付申請等手続 ・平成27年3月 補助金交付 2 グループホーム等設置促進補助事業 4,110 障害者が自ら選択した地域で生活することができるグループホームの新設を予定する事業者に対して、補助金を追加交付する。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 老人福祉センター等管理運営事業		補正額	6,891																														
局/部/課	保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	〔財源内訳〕																															
款/項/目	3款 民生費/3項 老人福祉費/3目 老人福祉施設費 予算書P. 21	- 一般財源	6,891																														
<事業の目的・内容> 老人福祉センター等の指定管理者による管理運営、公共建築物定期点検、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。 現在休止中の老人憩いの家高戸荘の廃止に伴い、解体工事を実施する必要があるため、補正を行うものです。		補正前予算額	725,834																														
		<主な事業> 1 老人憩いの家高戸荘解体工事 6,891 [参考] 事業スケジュール ・平成27年3月 解体工事着工 ・平成27年7月 解体工事完了 <継続費の設定>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">老人憩いの家高戸荘解体事業</td> <td>26</td> <td>6,891</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6,891</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>27,561</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27,561</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,452</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>34,452</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財源内訳				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	老人憩いの家高戸荘解体事業	26	6,891	0	0	0	6,891	27	27,561	0	0	0	27,561	計	34,452	0	0	0	34,452
事業名	年度	年割額	財源内訳																														
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源																											
老人憩いの家高戸荘解体事業	26	6,891	0	0	0	6,891																											
	27	27,561	0	0	0	27,561																											
	計	34,452	0	0	0	34,452																											

(一般会計)

(単位：千円)

<b>事務事業名 幼稚園就園奨励事業</b>		<b>補正額</b>	<b>698,672</b>
局/部/課	子ども未来局/保育部/幼児政策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	16款 国庫支出金	232,891
		- 一般財源	465,781
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>幼稚園児を持つ保護者に対して保育料の一部を助成することにより、保護者の教育費負担を軽減し、幼児の幼稚園への就園を奨励します。</p> <p>国の通知により、低所得者世帯の保護者負担軽減と多子世帯の保護者負担軽減の拡充を目的として、幼稚園就園奨励費補助金に係る補助単価の引上げと補助対象の拡大があったことに伴い、国の基準どおりに補助金を支給するため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額 2,459,308	
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 幼稚園就園奨励費補助金 698,672</p> <p>幼稚園を通じて園児の保護者に対し、国の基準どおりに幼稚園就園奨励費補助金を交付する。</p>			
		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年12月 補助金交付申請の受付締切</li> <li>平成27年1月 補助金交付</li> </ul>	

(一般会計)

(単位：千円)

<b>事務事業名 保育所管理運営事業</b>		<b>補正額</b>	<b>179,795</b>																		
局/部/課	子ども未来局/保育部/保育課	〔財源内訳〕																			
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	23款 市債	138,600																		
		- 一般財源	41,195																		
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>児童福祉法第24条に基づく保育の実施を行い、公立保育園の管理運営を行います。</p> <p>入所児童の安心安全を確保する観点から、耐震化が必要な曲本保育園については、土地・建物所有者より譲渡処分の意向が示されたことに伴い、土地・建物取得のため、補正を行うものです。また、下木崎保育園については、建物所有者より耐震化工事を実施しないとの意向が示されたことに伴い、早急に移転する必要があるため、債務負担行為として補正を行うものです。</p>		補正前予算額 3,003,181																			
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 曲本保育園土地・建物の取得 179,795</p> <p>土地・建物所有者の相続発生に伴い、譲渡処分の意向が示されたため、土地・建物を取得する。</p> <p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度 土地・建物取得</li> </ul>																					
		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度 土地賃貸借契約 建物賃貸借契約</li> <li>平成27年度 設計・建設工事着手</li> <li>平成28年度 建設工事完成、利用開始</li> </ul>																			
<p>2 債務負担行為の設定</p> <p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下木崎保育園移転整備事業</td> <td>平成26年度から平成33年度まで</td> <td>253,772</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>253,772</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	下木崎保育園移転整備事業	平成26年度から平成33年度まで	253,772	0	0	0	253,772
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																		
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源															
下木崎保育園移転整備事業	平成26年度から平成33年度まで	253,772	0	0	0	253,772															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉課)		補正額	1,962
局/部/課	保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	- 一般財源	1,962
予算書P. 23 <事業の目的・内容> 地域支援事業費の市負担分並びに介護保険事業運営に係る事務費に充当するため、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。 さいたま市生活支援ショートステイ事業について利用者の増加により予算の不足が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額	370,205
<主な事業> 1 地域支援事業費に係る繰出金 1,962 [参考] さいたま市生活支援ショートステイ事業に係る費用の 事業スケジュール 市負担分(事業費の19.75%)を一般会計から介護保険事業特別会計に繰出しを行う。 ・平成26年度中 介護保険事業特別会計に繰出し			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		補正額	97,224
局/部/課	保健福祉局/福祉部/介護保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	- 一般財源	97,224
予算書P. 23 <事業の目的・内容> 保険給付費の市負担分並びに介護保険事業運営に係る職員人件費及び事務費に充当するため、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。 平成27年4月以降の介護保険制度改正の施行に対応した介護保険システムの改修を行うため、補正を行うものです。		補正前予算額	10,228,359
<主な事業> 1 介護保険システム改修に係る繰出金 97,224 [参考] 介護保険システム改修に係る費用を一般会計から介護 事業スケジュール 保険事業特別会計に繰出しを行う。 ・平成26年度中 介護保険事業特別会計に繰出し			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国民健康保険事業特別会計繰出金		補正額	1,884
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/8項 国民健康保険費/1目 国民健康保険費	- 一般財源	1,884
予算書P. 23 <事業の目的・内容> 国民健康保険事業を行うに当たっての事務経費、人件費、出産育児一時金の費用の一部などの諸経費について、一般会計から繰出しを行います。 コンビニ収納の方法による納付件数が見込みを上回り、手数料の不足が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額 7,025,518	
<主な事業>			
1	国民健康保険事業特別会計への繰出し 1,884 コンビニ収納代行手数料について、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰出しを行う。	[参考]	事業スケジュール ・平成26年度中 国民健康保険事業特別会計に繰出し

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国民健康保険事業特別会計繰出金外6事業		補正額	23,500
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課外6課	〔財源内訳〕	
款	3・6・8款 民生費、農林水産業費、土木費	- 一般財源	23,500
予算書P. 23、25 <事業の目的・内容> 特別会計の一部において、職員構成の変動等に伴い職員人件費が不足することとなったため、特別会計繰出金の補正を行うものです。		補正前予算額 —	
<主な事業>			
1	特別会計における職員人件費補正に伴う繰出金		
	繰出金	補正額	
	国民健康保険事業特別会計繰出金	12,000	
	介護保険事業特別会計繰出金	3,000	
	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金	1,500	
	大宮駅西口都市改造事業特別会計繰出金	1,500	
	指扇土地区画整理事業特別会計繰出金	2,500	
	南平野土地区画整理事業特別会計繰出金	500	
	大門下野田特定土地区画整理事業特別会計繰出金	2,500	
	計	23,500	



(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 大宮聖苑管理運営事業		補正額	4,689
局/部/課	保健福祉局/保健部/大宮聖苑管理事務所	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/6目 葬祭霊園費	予算書P. 23	- 一般財源 4,689
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>火葬施設について、施設の保守、火葬炉の運転、会葬者への対応等各部門において慎重かつ十分な対応を行い、市民が安心して施設を利用できるよう、適正な維持管理を実施します。</p> <p>ガス料金の単価増及び浦和斎場の耐震補強工事による火葬業務縮小に伴い、当苑の利用実績が例年を上回ったことにより、当初予算で計上した光熱水費に不足が見込まれるため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	260,437
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 光熱水費 4,689</p>			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等看護学院管理運営事業		補正額	△ 31,304																																																			
局/部/課	保健福祉局/保健部/高等看護学院	〔財源内訳〕																																																				
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/7目 高等看護学院費	予算書P. 23	23款 市債 △ 25,200 - 一般財源 △ 6,104																																																			
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>看護師養成施設の管理運営を行うとともに、社会に貢献できる有能な看護師の養成を目的として看護教育を行います。</p> <p>高等看護学院は単独での建て替えを計画していましたが、隣接する市立病院の再整備において、建設コストの抑制と工期短縮を図るために病院施設との複合化による再整備を行うことに変更しました。そのため、継続費を廃止し、改めて基本設計委託料を予算措置することから、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	72,058																																																			
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 高等看護学院基本設計業務</p> <p>(1) 継続費の廃止及び委託料の再計上 △ 31,304</p> <p>基本設計・実施設計業務委託料(継続費) △ 33,600</p> <p>地質調査業務委託料 △ 2,200</p> <p>基本設計業務委託料 4,496</p>		[参考]	事業スケジュール ・平成26年度 基本設計業務 ・平成27年度 実施設計業務																																																			
<p>&lt;継続費の廃止&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高等看護学院 設計事業</td> <td rowspan="2">26</td> <td>補正前</td> <td>33,600</td> <td>0</td> <td>25,200</td> <td>0</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27</td> <td>補正前</td> <td>26,800</td> <td>0</td> <td>20,100</td> <td>0</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>補正前</td> <td>60,400</td> <td>0</td> <td>45,300</td> <td>0</td> <td>15,100</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	高等看護学院 設計事業	26	補正前	33,600	0	25,200	0	8,400	補正後	-	-	-	-	-	27	補正前	26,800	0	20,100	0	6,700	補正後	-	-	-	-	-	計	補正前	60,400	0	45,300	0	15,100	補正後	-	-	-	-	-		
事業名	年度				年割額	財源内訳																																																
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																																																
高等看護学院 設計事業	26	補正前	33,600	0	25,200	0	8,400																																															
		補正後	-	-	-	-	-																																															
	27	補正前	26,800	0	20,100	0	6,700																																															
		補正後	-	-	-	-	-																																															
	計	補正前	60,400	0	45,300	0	15,100																																															
		補正後	-	-	-	-	-																																															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 新クリーンセンター整備事業		補正額	128,520
局/部/課	環境局/施設部/新クリーンセンター建設準備室	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/2項 清掃費/5目 施設整備費	23款 市債	96,300
		- 一般財源	32,220
<事業の目的・内容> 市民のリサイクル活動機能を備えたリサイクルセンター及び高効率で熱回収し発電等を行う廃棄物処理施設を整備します。 施設建設工事期間内の賃金及び物価に急激な変動が生じたことから、工事請負契約書約款に基づき工事請負業者から契約金額の変更の請求があり、適切な契約の履行を図るためには契約変更を行う必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額 15,527,186	
<主な事業> 1 新クリーンセンター建設工事 128,520 平成27年度の本格稼働を目指し、施設建設工事を引き続き行う。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年1月 工事請負業者と仮契約締結 ・平成27年2月議会 議決事項の一部(契約金額)変更 ・平成27年3月 工事請負業者と本契約締結 ・平成27年3月末日 新クリーンセンター竣工 ・平成27年4月 新クリーンセンター供用開始	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 雇用対策推進事業		補正額	980																		
局/部/課	経済局/経済部/労働政策課	〔財源内訳〕																			
款/項/目	5款 労働費/1項 労働諸費/1目 労働諸費	17款 県支出金	980																		
<事業の目的・内容> 埼玉労働局と連携して「さいたま市ふるさとハローワーク」の運営を中心とした各種雇用施策を実施します。また、市独自の支援として、求職者のキャリアアップや事業所の人材獲得支援等、地域の実情に応じた取組を実施します。 埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、引き続き地域若者サポートステーションと連携した無業状態にある若年者の職業的自立事業を行うため、補正を行うものです。		補正前予算額 191,726																			
<主な事業> 1 若年者職業的自立支援事業 980 地域若者サポートステーションと連携した、若年者職業的自立支援事業として、臨床心理士等による心理カウンセリング、各種セミナー等による職業意識の啓発、保護者対象セミナーや情報交換会、就業体験事業、就農体験事業及び訪問支援を行う。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年2月下旬 契約締結 ・平成27年3月～平成28年3月 事業期間																			
2 債務負担行為の設定 <債務負担行為>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若年者職業的自立支援事業</td> <td>平成27年度</td> <td>11,987</td> <td>11,987</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	若年者職業的自立支援事業	平成27年度	11,987	11,987	0	0	0		
事項	期間				限度額	財源内訳															
		国県支出金	地方債	その他		一般財源															
若年者職業的自立支援事業	平成27年度	11,987	11,987	0	0	0															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 農業委員会運営事業		補正額	5,400
局/部/課	農業委員会事務局/農業振興課	〔財源内訳〕	
款/項/目	6款 農林水産業費/1項 農業費/1目 農業委員会費	17款 県支出金	5,400
予算書P. 23 <事業の目的・内容> 農業委員会等に関する法律及び農地法その他の法令に基づき、農業委員会の運営に関する事務及び農地の利用関係調整等に関する事務を執行します。これらの事務に必要な農地情報は、農地台帳システムにより適正に管理しています。 平成26年に施行された改正農地法に対応するため、既存の農地台帳システムの改修及びデータ整備を行う必要があることから、補正を行うものです。		補正前予算額	47,183
<主な事業> 1 農地台帳システム法改正対応業務 5,400 改正農地法に伴い、農地台帳に新たに管理すべき項目及び公表に対応するため、既存の農地台帳システムの改修及びデータの整備を行う。			
		[参考] 事業スケジュール ・平成27年1月 農地台帳システム法改正対応業務の委託契約 ・平成27年1月～2月 システム改修作業及び管理項目データの整備 ・平成27年3月 農地台帳公表の準備	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国際自転車競技大会開催事業		補正額	5,000																		
局/部/課	市民・スポーツ文化局/スポーツ文化部/スポーツ振興課/スポーツイベント室	〔財源内訳〕																			
款/項/目	7款 商工費/1項 商工費/3目 観光費	- 一般財源	5,000																		
予算書P. 23 <事業の目的・内容> 世界最高峰のサイクリングレースである「ツール・ド・フランス」の名を冠したイベントを開催することで、本市のスポーツ振興や地域経済の活性化を図るとともに、国内外に向けてスポーツ先進都市さいたま市をアピールします。 2015年度の大会開催について、早期の開催準備に係る経費が必要であるため、補正を行うものです。		補正前予算額	330,000																		
<主な事業> 1 国際自転車競技大会開催事業 5,000 2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムの開催に向けて準備を行う。 (1) A. S. O. との交渉、スポンサーセールス、関係機関との協議を行い、開催準備を行う。 (2) 2015実行委員会を設置し、大会開催に向けた実務的な準備を開始する。																					
		[参考] 事業スケジュール ・平成27年1月 2015大会開催合意開催に向けた準備開始 ・平成27年3月 2015実行委員会設置2105大会開催契約																			
<債務負担行為>																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業</td> <td>平成26年度から平成27年度まで</td> <td>325,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>325,000</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	平成26年度から平成27年度まで	325,000	0	0	0	325,000
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源															
2015ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム開催事業	平成26年度から平成27年度まで	325,000	0	0	0	325,000															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 消防施設等維持管理事業		補正額	3,663
局/部/課	消防局/総務部/消防施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	9款 消防費/1項 消防費/3目 消防施設費	23款 市債	3,600
		- 一般財源	63
<事業の目的・内容> 消防庁舎及び消防団施設等を対象に、建築物の維持管理に関する法令等を遵守し、安全で衛生的な環境を確保するため、適正な保守点検、修繕、改修等を行うことにより、突発的な事故を抑制し、職場環境の安全性を図ります。 岩槻消防署太田出張所の耐震補強工事について、入札の不調により工事着手ができず、人件費や資材単価等の工事費上昇が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額 524,530	
<主な事業> 1 岩槻消防署太田出張所耐震補強工事 3,663 耐震性能の確保されていない岩槻消防署太田出張所の耐震補強工事を行う。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年2月 工事請負契約 ・平成27年3月 耐震補強工事着手 ・平成27年8月 耐震補強工事完了	
2 岩槻消防署太田出張所耐震補強工事及び太田出張所指令関連装置移設業務【繰越明許費】 53,920 岩槻消防署太田出張所の耐震補強工事と、工事に伴い必要となる指令関連装置移設の業務委託について、繰越明許費を設定する。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 消防施設等整備事業		補正額	1,558
局/部/課	消防局/総務部/消防施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	9款 消防費/1項 消防費/3目 消防施設費	23款 市債	1,500
		- 一般財源	58
<事業の目的・内容> 消防体制の充実強化及び消防署所を計画的に整備するため、消防庁舎の建設工事を行います。また、消防団の充実強化に係る事業を推進するため、消防分団車庫の建設工事及び設計業務等を行います。 消防分団車庫の施設機能を整備するために行う常盤分団車庫改築工事について、入札の不調により工事着手ができず、人件費や資材単価等の工事費上昇が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額 2,148,031	
<主な事業> 1 常盤分団車庫改築工事 1,558 既存常盤分団車庫を解体し、詰所等の施設機能を備えた車庫を建設する。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年2月 工事請負契約 ・平成27年3月 改築工事着手 ・平成27年8月 改築工事完了	
2 常盤分団車庫改築工事【繰越明許費】 38,587 常盤分団車庫改築工事について、繰越明許費を設定する。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 国際理解教育推進事業		補正額	1,944
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/指導 1 課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	予算書P. 25	- 一般財源 1,944
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>日本語の活用又は生活習慣において困難を伴うおそれがある帰国・外国人児童生徒に対し、日本語指導員を派遣し、日本語指導・適応指導を実施します。</p> <p>現在、当初の予想を上回る児童生徒数が見込まれることから、対象児童生徒が学校での学習や生活に支障をきたすことがないよう、日本語指導員を継続して派遣するため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	10,251
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 日本語指導員の派遣 1,944</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に日本語指導員を派遣する。</p>		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <p>・平成26年度3学期</p>	日本語指導が必要な児童生徒の在籍する全ての学校に日本語指導員を派遣する。

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教育扶助事業 [小]		補正額	1,865
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/2目 教育振興費	予算書P. 25	17款 県支出金 16
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>経済的理由で就学困難と認められる学齢児童や東日本大震災により被災した学齢児童の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。</p> <p>就学援助費の支給に係る予算について、消費税の見直しにより国が定める補助単価が増額されたことに伴い、本市の補助単価についても見直したことから、当初の見込みを上回るため、補正を行うものです。</p>		- 一般財源	1,849
		補正前予算額	119,230
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 就学援助費の支給 1,865</p> <p>経済的理由で就学困難な児童の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する。</p>		<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <p>・平成27年2月 2学期実施分の修学旅行費を支給</p> <p>・平成27年3月 3学期分の学用品費等を支給</p> <p>3学期実施分の修学旅行費を支給</p>	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 教育扶助事業 [中]		補正額	6,033
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/学事課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/2目 教育振興費	17款 県支出金	12
		- 一般財源	6,021
<事業の目的・内容> 経済的理由で就学困難と認められる学齢生徒や東日本大震災により被災した学齢生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。 就学援助費の支給に係る予算について、消費税の見直しにより国が定める補助単価が増額されたことに伴い、本市の補助単価についても見直したことから、当初の見込みを上回るため、補正を行うものです。		補正前予算額	187,262
<主な事業> 1 就学援助費の支給 6,033 経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する。		[参考] 事業スケジュール ・平成27年2月 2学期実施分の修学旅行費を支給 ・平成27年3月 3学期分の学用品費等を支給 3学期実施分の修学旅行費を支給	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校管理運営事業 (高校教育課)		補正額	1,666
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	- 一般財源	1,666
<事業の目的・内容> 市立高等学校の管理運営に要する経費で、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、非常勤講師に係る報酬等を支払います。 大宮西高等学校の募集定員の減員に伴い、浦和高等学校及び大宮北高等学校において、平成27年度は募集定員が40名(1学年1クラス)及び教員が2名増えることから、校舎内の諸室を普通教室等へ改修するための修繕に合わせ、必要な備品等を購入及び運搬するため、補正を行うものです。		補正前予算額	290,258
<主な事業> 1 浦和高等学校及び大宮北高等学校の備品等購入 1,666 普通教室等で必要な備品及び消耗品を購入する。 また、大宮西高等学校から浦和高等学校及び大宮北高等学校へ備品を運搬する。		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度 備品・消耗品の購入、備品の運搬	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 施設等維持管理事業 (高校教育課)		補正額	29,252
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育課/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	予算書P. 25	- 一般財源 29,252
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>市立高等学校の維持管理及び改善のため、各種営繕と改修及び警備業務を始めとした保守管理委託等を行います。</p> <p>大宮西高等学校の募集定員の減員に伴い、浦和高等学校及び大宮北高等学校において、平成27年度は募集定員が40名(1学年1クラス)増えることから、校舎内の諸室を普通教室等へ改修する修繕を行うとともに、大宮北高等学校において、理数科の設置2年目に伴う諸室の改修修繕を実施するため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	279,434
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 普通教室等への改修修繕 29,252</p>		[参考]	事業スケジュール ・平成26年度 普通教室等への改修修繕

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 各教科教材整備事業		補正額	8,545
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育課/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/3目 教育振興費	予算書P. 25	16款 国庫支出金 4,272 - 一般財源 4,273
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>市立高等学校において各教科及び図書館の充実を図るために必要な消耗品や備品を購入します。</p> <p>浦和高等学校と大宮西高等学校は、理科備品の老朽化が進み、不具合のある生徒用顕微鏡と実験用具を購入し、浦和南高等学校と大宮北高等学校は、理科備品のうち、壊れて使用できないものや、演示実験に必要な実験装置等を購入するため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	11,255
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 理科教育設備等備品購入 8,545</p>		[参考]	・平成26年度 理科備品の購入 浦和高校 生物顕微鏡等 浦和南高校 万能力学台車実験装置等 大宮北高校 ガスクロマトグラフ分析装置等 大宮西高校 顕微鏡等

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 少年自然の家管理運営事業		補正額	6,165																																
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/館岩少年自然の家	〔財源内訳〕																																	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/6目 少年自然の家費	23款 市債	5,000																																
		- 一般財源	1,165																																
<事業の目的・内容> 豊かな自然環境の中で児童生徒の健全育成を図るため、館岩少年自然の家及び赤城少年自然の家の維持管理業務を実施します。 館岩少年自然の家の耐震補強工事及び自然の家館岩一本化に向けた新館増築に伴う既存施設の遡及・改修工事を実施するため、補正を行うものです。		補正前予算額	220,052																																
<主な事業> 1 自然の家本館・体育館外耐震補強工事及び改修工事 6,165 平成27年度の降雪期前までに施設の耐震化を図るため館岩少年自然の家の耐震補強工事及び現行の法令に適合するための既存遡及・改修工事を行う。																																			
		[参考]																																	
		事業スケジュール																																	
		・平成27年3月～12月	耐震補強工事及び改修工事																																
<継続費の設定> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然の家本館・</td> <td>26</td> <td>6,165</td> <td>0</td> <td>5,000</td> <td>0</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td>体育館外耐震補</td> <td>27</td> <td>517,216</td> <td>0</td> <td>428,900</td> <td>0</td> <td>88,316</td> </tr> <tr> <td>強及び改修事業</td> <td>計</td> <td>523,381</td> <td>0</td> <td>433,900</td> <td>0</td> <td>89,481</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	事業費	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	自然の家本館・	26	6,165	0	5,000	0	1,165	体育館外耐震補	27	517,216	0	428,900	0	88,316	強及び改修事業	計	523,381	0	433,900	0	89,481
事業名	年度	事業費	財 源 内 訳																																
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
自然の家本館・	26	6,165	0	5,000	0	1,165																													
体育館外耐震補	27	517,216	0	428,900	0	88,316																													
強及び改修事業	計	523,381	0	433,900	0	89,481																													

(一般会計：繰越明許費追加) 予算書P.9

(単位：千円)

款	項	事業名	局名	課所名	金額
02 総務費	02 企画費	情報化推進事業	政策局	情報システム課	252
<繰越理由> 浦和駅構内の施設整備事業について、工事費の高騰等により、当初の想定よりもJR工事の進捗に遅れが発生しており、平成26年度中に浦和駅市民の窓口を移転できないことが判明したため。					
02 総務費	戸籍住民基本台帳費	支所等管理運営事業	市民・スポーツ文化局	区政推進室	47,848
<繰越理由> 浦和駅構内の施設整備事業について、工事費の高騰等により、当初の想定よりもJR工事の進捗に遅れが発生しており、平成26年度中に浦和駅市民の窓口を移転できないことが判明したため。					
07 商工費	01 商工費	観光推進対策事業	経済局	観光政策課	20,336
<繰越理由> 浦和駅構内の施設整備事業について、工事費の高騰等により、当初の想定よりもJR工事の進捗に遅れが発生しており、平成26年度中に浦和観光案内所を移転できないことが判明したため。					



(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 文化会館（文化センター外1施設）管理業務外2件		補正額	債務負担行為の設定																																
局/部/課	市民・スポーツ文化局/スポーツ文化部/文化振興課	/	/																																
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/14目 生活文化施設費			予算書P. 10																															
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>指定管理者制度により文化会館等の管理運営を委託し、市民文化の向上を図ります。</p> <p>指定管理期間の満了に伴い平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。</p>																																			
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p> <p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化会館（文化センター外1施設）管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>1,703,299</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>59,527</td> <td>1,643,772</td> </tr> <tr> <td>文化会館（市民会館うらわ外1施設）管理業務</td> <td>平成26年度から平成27年度まで</td> <td>221,330</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,292</td> <td>213,038</td> </tr> <tr> <td>伝統文化施設（恭慶館外2施設）管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>289,329</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,411</td> <td>287,918</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	文化会館（文化センター外1施設）管理業務	平成26年度から平成31年度まで	1,703,299	0	0	59,527	1,643,772	文化会館（市民会館うらわ外1施設）管理業務	平成26年度から平成27年度まで	221,330	0	0	8,292	213,038	伝統文化施設（恭慶館外2施設）管理業務	平成26年度から平成31年度まで	289,329	0	0	1,411	287,918
事項	期間	限度額	財源内訳																																
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
文化会館（文化センター外1施設）管理業務	平成26年度から平成31年度まで	1,703,299	0	0	59,527	1,643,772																													
文化会館（市民会館うらわ外1施設）管理業務	平成26年度から平成27年度まで	221,330	0	0	8,292	213,038																													
伝統文化施設（恭慶館外2施設）管理業務	平成26年度から平成31年度まで	289,329	0	0	1,411	287,918																													

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センター管理業務		補正額	債務負担行為の設定																		
局/部/課	保健福祉局/福祉部/福祉総務課	/	/																		
款/項/目	3款 民生費/1項 社会福祉費/3目 社会福祉施設費			予算書P. 10																	
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>指定管理者制度により、浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センターの管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。</p> <p>指定管理期間の満了に伴い、平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。</p>																					
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p> <p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センター管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>399,877</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>399,877</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センター管理業務	平成26年度から平成31年度まで	399,877	0	0	0	399,877
事項	期間	限度額	財源内訳																		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源															
浦和ふれあい館及び大宮ふれあい福祉センター管理業務	平成26年度から平成31年度まで	399,877	0	0	0	399,877															

[参考]

事業スケジュール

- ・平成26年度末まで 平成27年度以降の協定締結
- ・平成27～31年度 指定管理者による管理

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 大崎むつみの里外 1 1 施設管理業務		補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害福祉課	/																					
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/3目 障害者福祉施設費 予算書P. 10																						
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>指定管理者制度により、大崎むつみの里外 1 1 施設の管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。</p> <p>指定管理期間の満了に伴い、平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。</p>																							
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>																							
			<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度末まで 平成27年度以降の協定締結</li> <li>・平成27～31年度 指定管理者による管理</li> </ul>																				
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大崎むつみの里外 1 1 施設管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>3,696,757</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65</td> <td>3,696,692</td> </tr> </tbody> </table>						事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	大崎むつみの里外 1 1 施設管理業務	平成26年度から平成31年度まで	3,696,757	0	0	65	3,696,692
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																	
大崎むつみの里外 1 1 施設管理業務	平成26年度から平成31年度まで	3,696,757	0	0	65	3,696,692																	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 年輪荘外 1 3 施設管理業務		補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	/																					
款/項/目	3款 民生費/3項 老人福祉費/3目 老人福祉施設費 予算書P. 10																						
<p>&lt;事業の目的・内容&gt;</p> <p>指定管理者制度により、年輪荘外 1 3 施設の管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。</p> <p>指定管理期間の満了に伴い、平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。</p>																							
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>																							
			<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度末まで 平成27年度以降の協定締結</li> <li>・平成27～31年度 指定管理者による管理</li> </ul>																				
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年輪荘外 1 3 施設管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>3,942,496</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,942,496</td> </tr> </tbody> </table>						事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	年輪荘外 1 3 施設管理業務	平成26年度から平成31年度まで	3,942,496	0	0	0	3,942,496
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																	
年輪荘外 1 3 施設管理業務	平成26年度から平成31年度まで	3,942,496	0	0	0	3,942,496																	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 <b>けやき荘管理業務</b>		補正額 債務負担行為の設定																						
局/部/課	子ども未来局/子ども育成部/子育て支援課	/																						
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費 予算書P. 10																							
<事業の目的・内容> 配偶者のない女子とその監護すべき児童を入所させて保護する施設である母子生活支援施設の管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。																								
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度末まで 平成27年度以降の協定締結 ・平成27～31年度 指定管理者による管理																						
<債務負担行為>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けやき荘管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>260,144</td> <td>48,885</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>211,249</td> </tr> </tbody> </table>					事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	けやき荘管理業務	平成26年度から平成31年度まで	260,144	48,885	0	10	211,249
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
けやき荘管理業務	平成26年度から平成31年度まで	260,144	48,885	0	10	211,249																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 <b>道路修繕工事</b>		補正額 債務負担行為の設定																						
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課	/																						
款/項/目	8款 土木費/2項 道路橋りょう費/2目 道路維持費 予算書P. 10																							
<事業の目的・内容> 道路パトロールや市民からの通報に基づき、舗装や道路付属物などの損傷箇所を修繕することにより、安心・安全で快適な道路環境を維持します。 年度末から年度当初にかけて、道路施設を維持するため、債務負担行為として補正を行うものです。																								
<主な事業> 1 道路修繕工事 年度末から年度当初にかけて、道路の修繕工事を切れ目なく行う。		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度末 契約・工事着手 ・平成27年度上半期 工事完了																						
<債務負担行為>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路修繕工事</td> <td>平成26年度から平成27年度まで</td> <td>277,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>277,000</td> </tr> </tbody> </table>					事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	道路修繕工事	平成26年度から平成27年度まで	277,000	0	0	0	277,000
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
道路修繕工事	平成26年度から平成27年度まで	277,000	0	0	0	277,000																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 排水路補修工事		補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	建設局/下水道部/下水道維持管理課	/																					
款/項/目	8款 土木費/3項 河川費/3目 都市下水路費					予算書P. 10																	
<事業の目的・内容> 市街化区域内の排水路を良好な状態に保つため、適切な維持管理を実施し、良好な環境及び市民の安心安全を確保します。 年度末から年度当初にかけて、排水路施設の緊急修繕に対応するため、債務負担行為として補正を行うものです。																							
<主な事業> 1 排水路補修工事 年度末から年度当初にかけて、排水路の補修工事を切れ目なく行う。		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度末 契約・工事着工 ・平成27年度上半期 工事完了																					
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水路補修工事</td> <td>平成26年度から平成27年度まで</td> <td>44,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44,000</td> </tr> </tbody> </table>		事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	排水路補修工事	平成26年度から平成27年度まで	44,000	0	0	0	44,000				
事項	期間				限度額	財 源 内 訳																	
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																	
排水路補修工事	平成26年度から平成27年度まで	44,000	0	0	0	44,000																	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 氷川住宅及びシビック住宅天沼管理業務		補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	建設局/建築部/住宅課	/																					
款/項/目	8款 土木費/7項 住宅費/1目 住宅管理費					予算書P. 10																	
<事業の目的・内容> 住宅に困窮する市民に対して、良質で良好な賃貸住宅を安定的に供給するために、募集から住宅及び付帯設備について適切に維持管理を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成27年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為として補正を行うものです。																							
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成26年度末まで 平成27年度以降の協定締結 ・平成27～31年度 指定管理者による管理																					
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氷川住宅及びシビック住宅天沼管理業務</td> <td>平成26年度から平成31年度まで</td> <td>21,571</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21,571</td> </tr> </tbody> </table>		事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	氷川住宅及びシビック住宅天沼管理業務	平成26年度から平成31年度まで	21,571	0	0	0	21,571				
事項	期間				限度額	財 源 内 訳																	
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																	
氷川住宅及びシビック住宅天沼管理業務	平成26年度から平成31年度まで	21,571	0	0	0	21,571																	

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 国民健康保険事業特別会計外6会計		補正額	23,500																		
局/部/課	総務局/人事部/職員課	〔財源内訳〕																			
予算書P.	41~141	1~8款 繰入金	23,500																		
<事業の目的・内容> 特別会計の一部において、職員構成の変動等に伴う職員人件費の不足額について、補正を行うものです。		補正前予算額																			
		-																			
<主な事業> 1 特別会計における職員人件費																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険事業特別会計</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>介護保険事業特別会計</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>大宮駅西口都市改造事業特別会計</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>指扇土地区画整理事業特別会計</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>南平野土地区画整理事業特別会計</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>大門下野田特定土地区画整理事業特別会計</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23,500</td> </tr> </tbody> </table>		会計名	補正額	国民健康保険事業特別会計	12,000	介護保険事業特別会計	3,000	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	1,500	大宮駅西口都市改造事業特別会計	1,500	指扇土地区画整理事業特別会計	2,500	南平野土地区画整理事業特別会計	500	大門下野田特定土地区画整理事業特別会計	2,500	計	23,500		
会計名	補正額																				
国民健康保険事業特別会計	12,000																				
介護保険事業特別会計	3,000																				
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	1,500																				
大宮駅西口都市改造事業特別会計	1,500																				
指扇土地区画整理事業特別会計	2,500																				
南平野土地区画整理事業特別会計	500																				
大門下野田特定土地区画整理事業特別会計	2,500																				
計	23,500																				

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 国民健康保険事業特別会計		補正額	1,884
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課	〔財源内訳〕	
予算書P.	41	8款 繰入金	1,884
<事業の目的・内容> 国民健康保険に加入している方が病気やケガをした場合の給付（自己負担を除く費用の支払）や、加入者が出産又は死亡した場合の一時金の支給を行います。また、特定健診（メタボ健診）など、国民健康保険の加入者の健康の保持増進に役立つ事業を行います。 コンビニ収納の方法による納付件数が見込みを上回り、手数料の不足が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額	
		117,973,345	
<主な事業> 1 コンビニ収納代行手数料 1,884 [参考] コンビニ収納代行業者へ手数料を支払う。 事業スケジュール ・平成26年度中 コンビニ収納代行業者への手数料の支払			

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計		補正額 107,158																			
局/部/課	①保健福祉局/福祉部/高齢福祉課	〔財源内訳〕																			
局/部/課	②保健福祉局/福祉部/介護保険課	2款 国庫支出金	3,924																		
予算書P.	57	4款 県支出金	1,962																		
<事業の目的・内容> 介護保険は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。 介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、介護保険サービス利用に対する保険給付の事務を行い、制度の円滑な運営を図ります。 また、地域支援事業として、要介護認定者となることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの設置・運営及び要介護者又は家族介護者を支援する事業を行います。 平成27年4月以降の介護保険制度改正の施行に対応した介護保険システムの改修及びさいたま市生活支援ショートステイ事業について、利用者の増加による予算の不足が見込まれるため、補正を行うものです。		6款 繰入金	2,086																		
		- 一般財源	99,186																		
		補正前予算額	73,333,528																		
<主な事業> 1 制度改正に伴う介護保険システム改修業務 97,224 [参考] 事業スケジュール ・平成27年1月 介護保険システム改修開始 ・平成27年11月 介護保険システム改修完了 ・平成26年度中 さいたま市生活支援ショートステイ事業者へ委託料の支払 <債務負担行為>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険の制度改正に伴う介護保険システム改修業務</td> <td>平成27年度</td> <td>75,184</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>75,184</td> </tr> </tbody> </table>		事項	期間	限度額	財源内訳				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	介護保険の制度改正に伴う介護保険システム改修業務	平成27年度	75,184	0	0	0	75,184		
事項	期間				限度額	財源内訳															
		国庫支出金	地方債	その他		一般財源															
介護保険の制度改正に伴う介護保険システム改修業務	平成27年度	75,184	0	0	0	75,184															
2 さいたま市生活支援ショートステイ事業 9,934																					

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 下水道事業会計		補正額 債務負担行為の設定																
局/部/課	建設局/下水道部/下水道維持管理課	/																
予算書	下水道事業会計補正予算書																	
<事業の目的・内容> 下水道施設の整備及び維持管理を実施します。 年度末から年度当初にかけて、下水道施設の緊急修繕に対応するため、債務負担行為を設定します。																		
<主な事業> 1 下水道施設緊急修繕 [参考] 年度末から年度当初にかけて、下水道施設の緊急修繕を切れ目なく行う。 事業スケジュール ・平成26年度末 契約・修繕工事着工 ・平成27年度上半期 修繕工事完了 <債務負担行為>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="3">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国庫補助金</th> <th>企業債</th> <th>損益勘定留保資金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道施設緊急修繕</td> <td>平成26年度から平成27年度まで</td> <td>111,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>111,000</td> </tr> </tbody> </table>		事項	期間	限度額	財源内訳			国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等	下水道施設緊急修繕	平成26年度から平成27年度まで	111,000	0	0	111,000		
事項	期間				限度額	財源内訳												
		国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等														
下水道施設緊急修繕	平成26年度から平成27年度まで	111,000	0	0	111,000													

この冊子は390部作成し、1部当たりの印刷経費は、69円（概算）です。